静岡市報　令和３年４月16日号外別冊
静岡市監査公表第４号

令和２年度

定期監査結果報告書

令和３年３月30日

静岡市監査委員	村　松　　　眞
同	白　鳥　三和子
同	山　根　田鶴子
同	山　本　彰　彦

目　　　　次

第１　監査の基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

第２　監査の種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

第３　監査の対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

第４　監査の着眼点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

第５　監査の主な実施内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

第６　監査の実施場所及び日程 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

第７　監査の結果等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３

Ⅰ　監査の結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６

１　指摘事項及び意見 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６

（１）総務局 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６

（２）企画局 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９

（３）財政局 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

（４）葵区役所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

（５）観光交流文化局 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

（６）環境局 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

（７）保健福祉長寿局 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

（８）子ども未来局 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

（９）経済局 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

（10）都市局 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

（11）建設局 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

（12）消防局 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

（13）上下水道局 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

（14）教育委員会事務局教育局・・・・・・・・・・・・・・ 30

（15）人事委員会事務局 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

【定期監査指摘事項等件数一覧】 ・・・・・・・・・・ 33

２　フォローアップ監査 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

Ⅱ　提　言 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

第１　監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（令和２年静岡市監査委員告示第１号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

第２　監査の種類

１　監査の名称

令和２年度定期監査

２　根拠法令

地方自治法第199条第１項、第２項及び第４項

第３　監査の対象

令和２年４月１日から令和２年10月31日までの下表に掲げる57所属（同表の記載は、監査実施時点の名称による。）で執行された事務事業等について監査を実施した。なお、必要に応じて期間外の事務も対象とした。

局等の名称	部名等	所属名
総務局	市長公室	広報課
		コンプライアンス推進課、ＩＣＴ推進課
企画局		企画課
財政局	財政部	公営競技事務所
	税務部	市民税課、固定資産税課
葵区役所		地域総務課、戸籍住民課、保険年金課、健康支援課、井川支所
	葵福祉事務所	生活支援課、障害者支援課、子育て支援課、高齢介護課
観光交流文化局		スポーツ振興課、スポーツ交流課、日本平動物園
環境局		廃棄物対策課、収集業務課
保健福祉長寿局	健康福祉部	福祉総務課
	保健衛生医療部	保健衛生医療課、動物指導センター
	清水病院	病院総務課、病院施設課、医事課
子ども未来局		青少年育成課
経済局	商工部	産業政策課、中央卸売市場
	農林水産部	農業政策課、中山間地振興課、経済事務所
都市局	都市計画部	都市計画課、交通政策課、緑地政策課、公園整備課
	建築部	建築総務課、建築指導課
建設局	土木部	土木事務所
	道路部	葵南道路整備課、葵北道路整備課、駿河道路整備課、清水道路整備課

消防局	消防部	消防総務課、財産管理課、予防課、査察課
上下水道局	水道部	水道管路課、水道施設課
	下水道部	下水道総務課、下水道計画課
教育委員会事務局教育局		教職員課、学校教育課、中央図書館、 静岡市立高等学校
人事委員会事務局		

※定期監査は、全179所属（監査実施時点）のおおむね３分の１程度を対象に、およそ３年で全所属が一巡するよう、３年サイクルで実施している。

第４　監査の着眼点

（１）予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

（２）事務処理で法令等に違反するものはないか。

（３）事務事業の執行に当たっては、住民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

（４）その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

第５　監査の主な実施内容

（１）財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が適正に行われているかについて、正確性、合規性、３Ｅ（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取等の方法により監査を実施した。

（２）監査結果のフォローアップとして、過年度の定期監査における指摘事項の措置状況について、監査を実施した。

第６　監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日程
本監査 （現地調査）	中央卸売市場、あさはた緑地	令和２年11月30日
本監査 （説明聴取及び質疑）	静岡庁舎本館３階　第一委員会室	令和３年１月22日、25日、26日の３日間
予備監査	監査対象所属執務室、監査委員事務局執務室など	令和２年11月９日から令和３年３月30日まで

第７　監査の結果等

Ⅰ　監査の結果（地方自治法第199条第９項）

１　監査基準第19条第２項又は第３項の規定に基づく記載

第１から第６までのとおり監査した限り、対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

２　監査基準第19条第４項の規定に基づく記載

本件の監査においては、22件の指摘事項があったため、是正・改善を求めた。また、このほかに39件の指導事項があった。

３　業務意見が14件あった。

なお、指摘事項及び指導事項の局ごとの内訳及び過年度との比較はｐ33に掲載のとおりであり、また、指摘事項、指導事項及び業務意見の語義は以下のとおりである。

①　指摘事項

法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するものである。

なお、経済性、効率性及び有効性の意味は以下のとおりであり、これらを「３Ｅ」と総称する。

・経済性（Economy）・・・より少ない費用で実施できないか。

・効率性（Efficiency）・・・同じ費用で、より大きな効果は得られないか。

・有効性（Effectiveness）・・・目的を達成し、効果を上げているか。

②　指導事項

上記①以外で、軽微な誤りと認められる事項等である。

③　業務意見

監査の結果に必然的に伴う、各業務に対する監査委員の意見である。

Ⅱ　提言（地方自治法第199条第10項）

監査委員が必要と認めるときに、本市の組織及び運営の合理化に資するため監査結果報告に添える監査結果を踏まえた意見で、本年度は「戦略広報の更なる推進」について提言を行う。

なお、監査の結果の詳細及び提言の内容は、後述のとおりである。

【参考】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）　（抄）　※令和３年３月 30 日現在

（職務）

第 199 条　監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

２　監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

３　略

４　監査委員は、毎会計年度少なくとも１回以上期日を定めて第１項の規定による監査をしなければならない。

第５項から第８項まで　略

９　監査委員は、第 98 条第２項の請求若しくは第６項の要求に係る事項についての監査又は第１項、第２項若しくは第７項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

10　監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、第 75 条第３項又は前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。

第 11 項以降　略

静岡市監査基準（令和２年静岡市監査委員告示第１号）　（抄）

（監査報告等の内容）

第 19 条　監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第１号から第８号まで　略

２　前項第７号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

（1）財務監査　前項第１号から第６号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
（2）行政監査　前項第１号から第６号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
第３号から第８号まで　略
３　第１項第７号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
４　監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。
第５項以降　略

Ⅰ　監査の結果

１　指摘事項及び意見

（１）　総務局

ア　監査対象所属

市長公室	広報課
コンプライアンス推進課、ＩＣＴ推進課	

イ　監査の結果

監査した結果、次の３件の指摘事項について是正・改善を求めた。また、３件の指導事項があった。

【指摘事項】

①　支出事務の遅延について（ＩＣＴ推進課）・・・【合規性の観点】

令和２年３月３日に締結した静岡市マイキーＩＤ[1]設定端末賃借契約について、契約書に記載された支払（令和２年４月分から同年９月分までの各月分（１月当たり895,000 円、合計 5,370,000 円）、支払期日はそれぞれの月の翌月末まで）が監査実施日時点（令和２年 11 月 17 日時点）において滞っていた。

この点について監査したところ、当該賃借業務は、市会計規則第 47 条の２第１項に基づき市長により定期支払の対象として指定されており、受託者も同条第２項の規定に基づいて、定期支払申込書を提出していたが、所管課が同条第３項の規定に基づく手続を怠っていたことによるものであった（相手方から令和２年８月及び同年 11 月に２度にわたり催促があったにもかかわらず支払がなされていなかった。）。

契約の相手方に対しこのような不誠実な対応を続けてゆくことによって、契約の対等性が失われ、結果として、信頼関係が損なわれてしまうおそれがあった。

②　委託契約における事前承認を受けていない業務の再委託について（ＩＣＴ推進課）・・・【合規性の観点】

本市が行う委託契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で契約の履行確保を図るものであるため、その相手方以外の者に下請負や再委託をすることは原則として認められていない。例外として再委託が認められる場合には、本市の書面

1 **マイキーＩＤ**･･･マイナンバーカードのＩＣチップに搭載されている電子証明書機能を活用した、ＷＥＢ上に作成する識別番号のことで、マイナポイント等を活用する際に必要となるもの

による承認、再受託者との契約書の写しの提出などを契約書に明記してその手続を確実に行うこととされている。

しかし、静岡市マイキーＩＤ設定に係るコールセンター業務委託契約について、書面による本市の承認手続等を経ることなく業務が再委託されていた。

このように、市の事前承認を得ることなく再委託されたことにより、例えば契約の履行を一括して再委託する場合、再委託先に業務を履行する能力がない場合、入札又は見積執行において競争相手だったものに再委託する場合などのように、契約の公正さや公平性に関わる不適切な事案が発生するおそれがあった。

③　委託契約事務の不備について（ＩＣＴ推進課）・・・【合規性の観点】

静岡市マイキーＩＤ設定に係るコールセンター業務は、当初、令和２年８月末まで実施する予定であり、市はこれに沿った期間が示された契約書を受託者との間で取り交わしていたが、同年６月の総務省通知により同年９月からのマイナポイント[2]予約手続支援に加え、申込み手続の支援についても取り組むよう同年９月以降も業務を延長する必要が生じた。しかし、所管課が変更契約の締結を怠っていたため、監査実施日時点（令和２年 11 月 17 日時点）において、受託者に業務を担わせているものの、その裏付けとなる委託契約書が存しない状況となっていた。さらに、監査の過程で変更契約の懈怠などを摘示したところ、所管課は、これに対応すべく変更契約の締結及び支出負担行為伺書の起票をしたが、日付を遡って起票した上に変更契約の取り交わしの日（令和２年８月 26 日）が支出負担行為伺書の決裁日（令和２年８月 28 日）に先行する文書を作成していた。

さらに、これらの不適切な事務処理が公印審査においてもチェックされていなかったことは、文書管理事務におけるチェックが機能していなかったことを示しており、内部統制に大きな課題を残すこととなった。

【業務意見】

①　戦略広報の更なる推進について（広報課）・・・【有効性の観点】

戦略広報の基本的なあり方を定めていた「戦略広報プラン」のその後の展開が不明確であることや広報課は全庁的な視野に立った主体的・指導的な役割を担うことなどについて、これまでの監査で意見を述べ、市民と市民以外の利害関係者といったターゲットを絞った戦略的な広報の進め方について注視してきたところであるが、広報課は、この 10 年間の戦略広報の実施状況を踏まえて、令和元年度以降「ヒト・モノ・情報のハブ拠点」、「政策を意識した情報発信」を前提とした市長公室への位置付けと民

---

[2] **マイナポイント**･･･マイナンバーカードを用いて予約申込みをしたキャッシュレス決済サービスでチャージや買い物をするときに、利用金額の 25％相当のポイントが付与される仕組み

間企業経験のある戦略広報監の配置を行って、新たな戦略広報を実践してきていることが確認された。

その具体的な実践として、静岡駅北口地下広場（しずチカ）空間活用策の実施をはじめとする公共空間利活用事業への部局を超えた参画や、エール静岡、エールしずおか福袋販売、静岡市はいいねえスタンプラリー、まちお茶キャンペーンなどの各種事業における情報のハブ拠点機能の発揮のほか、新たな情報発信方法の開拓、きめ細かな広報研修の実施による職員の意識改革といった取組が行われており、情報発信を阻む「意識の壁」の打破の実を示していた。

戦略広報は、伝わる広報への転換を基本としつつ、大局的かつ将来を見据えた全庁的な戦略となることや行政が住民、事業所、団体などと一体となった地域としての広報を目指してゆくことが求められることから、今後とも市長直轄組織の利点を十分に生かした展開となるよう期待するものである。

②　学校現場への内部統制の導入について（コンプライアンス推進課）・・・【有効性の観点】

令和２年４月から導入された内部統制体制は、法定の財務事務を含むすべての事務を対象として、市長部局、行政委員会、公営企業のすべての組織について構築されているが、学校現場については除外されてスタートしている。

この点について、学校現場への内部統制の導入の準備状況を確認したところ、コンプライアンス推進課と教育委員会当局との認識が一致しておらず、内部統制導入のための道筋は不明確なまま３～５年で制度を整備したいとの希望が示されただけであった。

学校現場におけるリスクは多種多様である反面、公金自体の取扱いは少ないという事情がある上、実際にリスク管理を担うのは教育職員であることを考慮すると、市長部局などの内部統制体制の構築とは異なる課題が存在するものと考えられる。

そのため、学校現場における内部統制の導入に当たっては、当事者の認識と学校現場の実情を把握・整理した上で、コンプライアンス推進課と教育委員会との連携の下に合理的な目標年次を定めて計画的に行われることが望ましい。

（２）　企画局

ア　監査対象所属

企画課

イ　監査の結果

監査した結果、指摘事項等はなかった。

【業務意見】

各種基幹統計調査の実施について（企画課）・・・【有効性の観点】

企画課は、市勢統計調査に関することや各種統計情報の加工及び分析に関すること等を所掌しており、これらの事務を具現化するために企画課内に統計係が置かれている。

一方で、本市が行っている各種統計調査のうち、市民経済計算、景況調査などの経済統計については経済局が所管しており、その調査結果は専門知識を有する法人による分析・検証を行った上で産業振興プランの改訂等の経済施策の形成に活用していることが窺えたが、各所属で行われている各種統計調査の成果を本市の施策全般にどう生かしてゆくのかという統一的な方針のもとに全市的に周知し、活用してゆく体制がとられているとは言い難い状況であった。

各分野の専門性を生かした統計調査を各所管課に担わせることはあり得るとしても、ＥＢＰＭ[3]の考え方を全市的に推進してゆく主導的な立場を担う企画課の役割が十分とはいえない状況であることから、本市の総合計画の策定及び進行管理を担う企画課内に統計係が置かれている重要性とその意味合いを再認識した対応を望むものである。

---

[3] **ＥＢＰＭ**･･･Evidence-based Policy Making の略。証拠に基づく政策立案のことで、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠に基づくものとすること。

（3）　財政局

ア　監査対象所属

財政部	公営競技事務所
税務部	市民税課、固定資産税課

イ　監査の結果

監査した結果、次の１件の指摘事項について是正・改善を求めた。また、３件の指導事項があった。

【指摘事項】

委託契約における事前承認を受けていない業務の再委託について（公営競技事務所）・・・【合規性の観点】

本市が行う委託契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で契約の履行確保を図るものであるため、その相手方以外の者に下請負や再委託をすることは原則として認められていない。例外として再委託が認められる場合には、本市の書面による承認、再受託者との契約書の写しの提出などを契約書に明記してその手続を確実に行うこととされている。

第 74 回日本選手権競輪開催業務は、「静岡競輪開催業務等一括委託業務に関する基本契約書」に基づき委託契約を締結しているが、基本契約書においてあらかじめ再委託が承認されている業務が多数ある中で、再委託が承認されていない仮設記者席設置業務、交通広告業務、ラッピングタクシー広告業務、ファンパーティー開催業務の４件の業務について、本来なら本市の書面による承認等の手続が必要なところ、その手続を経ることなく再委託されていた。

（4）　葵区役所

ア　監査対象所属

地域総務課、戸籍住民課、保険年金課、健康支援課、井川支所	
葵福祉事務所	生活支援課、障害者支援課、子育て支援課、高齢介護課

イ　監査の結果

監査した結果、次の４件の指摘事項について是正・改善を求めた。また、８件の指導事項があった。

【指摘事項】

①②③　郵券購入における事務処理の不備について（戸籍住民課）３件・・・【合規性の観点】

郵便切手等の管理状況を確認したところ、購入した郵便切手等についての郵便切手等受払簿に記録された受入日が納品書に記載された納入日と一致していないものがあった。このことから監査を進めたところ、次の３点の不備が明らかとなった。

1）　購入事務の状況を確認する過程において、令和２年７月３日及び同年 11 月５日の日付が記された納品書及び請求書にそれぞれ「令和２年６月」及び「令和２年 10 月」という意味不明の年月の記載が別にあることが発見された。

この意味不明の「令和２年６月」及び「令和２年 10 月」の記載は実際の購入月であることが把握され（日付は不明である。）、日付が空欄の納品書や請求書を受け取り、会計処理の上で都合のよい任意の日付を所管課が記載していた事実が把握された。

このような行為は過去の定期監査においても指摘されている事案であったにもかかわらず、監査結果及び事後検証結果が各部局へ水平展開されていないこと、及び物品購入の際には納品書及び請求書の内容、日付等が適正に記載されているかどうかを確認し、空欄など内容が不備の場合には業者に返戻し適正な記載を依頼すべきであるという基本的な認識が欠如していることを示すものである。また、このことにより、相手方に対する支払が遅延する結果をもたらすこととなっていた。

2）　所管課では、購入した郵便切手等についての受払簿を作成する必要があることを認識していなかったためにこれを作成しておらず、監査の実施に合わせて急遽作成して取り繕っていた事実が把握され、市公文書管理規程第５条及び第 26 条に基づく郵便切手等受払簿の備付け及び受払状況を明らかにしていない状態が継続していたことが露見した。

3）　所管課は、２）のとおり急遽作成した受払簿において、レターパックプラスの受払につき、令和２年 11 月５日に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への発送のためこれを６枚使用したものと記載していたが、実際には同年 10 月９日に購入したものを駿河区戸籍住民課に５枚を払い出していたことが判明し、あたかも同年 11 月５日に所管課がレターパックプラスを使用したかのように偽装していた。

このような行為は、令和元年度の定期監査においても指摘された郵便切手の貸し借り及び記録の隠蔽に係る事案と同様の事案であったにもかかわらず、その是正・改善措置が水平展開されていないことを示すものである。

④　歳入調定伺いの起票漏れについて（健康支援課）・・・【合規性の観点】

行政財産の目的外使用に係る使用料については、市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例第４条の規定により使用前にその使用料を納付しなければならないとされており、処務事務マニュアルでは、許可期間が複数年にわたる等の一定の要件を満たすものに関しては毎年度、当該年度分を５月 31 日までに納付しなければならないこととされている。

しかしながら、藁科保健福祉センター敷地内の土地に係る行政財産の目的外使用に関しては、許可期間が複数年にわたるものであるため、令和２年５月 31 日までに納付する必要があるところ、同年９月 18 日付けで歳入調定伺い及び納入通知書送付の事務手続が行われていた。

このような事案は、過去の定期監査においても指摘されており、監査結果及び事後検証結果の各部局への水平展開がなされていなかったことを示すものである。

【業務意見】

①　中山間地域における住民の暮らしと健康を守るための取組について（健康支援課・井川支所）・・・【有効性の観点】

健康支援課において課題としている中山間地域住民の特定健診受診率向上に向けた取組や井川支所における一人暮らし高齢者世帯等への訪問事業については、いずれも高齢化と人口減少が進行する中山間地域における住民の暮らしと健康を守るための取組である。これらの事業の実施は一面非効率なものでもあり、マンパワーに頼らざるを得ない地道な活動であるが、このような事業にこそ目を向け、本市にとって重要な資源である中山間地域の衰退をくい止め、振興を図ってゆくために必要な対策をとってゆくべきであると考える。

なお、今回、建設局の道路関係各課への監査も別途行っており、その中で中山間地域における道路などのインフラ整備について、地元自治会との要望会などを部局の垣根を超えて連携・実施している事例を確認した。これらについても、中山間地域の住

民の暮らしと健康をどう守り、維持してゆくかという共通の課題に対処する地道かつ重要な取組であると考えられる。

このような各方面からの対策を集中し、有効に活用するためには、本市の中山間地域の現状を全ての市民が認識し、課題として共有してもらう必要がある。そのため、このような現状や取組が広く市民に伝わるよう、情報発信の在り方を工夫する必要があることに留意されたい。

② 生活保護ケースワーカーの負担増対策について（生活支援課）・・・【効率性の観点】

例年、各区生活支援課と福祉総務課に対して監査意見を示してきた生活保護費に係る返還金等債権[4]の滞納額縮減の取組については、債権管理事務の整理や準主要債権への組入れの検討など、債権管理委員会[5]を中心とした全庁的な対応が行われつつあるとのことであり、施策の前進がみられた。

しかし、これらの取組によりケースワーカーの債権管理の事務処理が整理されたとしても滞納債権の増加傾向は続いていることに加え、平成29年度の年金受給権の拡大と令和元年度の年金生活者支援給付金制度の創設による事務量の増加の影響により、ケースワーカーへの物理的・心理的負担が更に多くなっているとのことであった。

従前からケースワーカーの標準定員数を満たしていない状況が続いていること、民間からの任期付採用に対する応募状況も芳しくないことなどから、ケースワーカーの充足は滞納債権の縮減対策にとどまらない生活保護行政全般にとっての喫緊の課題と考えられるため、その人員確保に向けた組織的な対応を早急に実施することが望まれる。

---

[4] **生活保護費に係る返還金等債権**・・・急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者から返還させ、又は不実の申請等により保護を受けるなどした者からその費用の全部又は一部を徴収することなどにより発生した債権

[5] **債権管理委員会**・・・庁内の連携、情報の共有等を通じた総括的な債権の管理を行うことで、本市の債権管理に関する事務の一層の適正化を図り、それにより、市民の公平な負担による収入確保の徹底を図ることを目的に設けられた副市長を長とする内部委員会

（５）　観光交流文化局

ア　監査対象所属

スポーツ振興課、スポーツ交流課、日本平動物園

イ　監査の結果

監査した結果、次の１件の指摘事項について是正・改善を求めた。また、１件の指導事項があった。

【指摘事項】

郵便切手購入における支出事務の不備について（日本平動物園）・・・【合規性の観点】

郵便切手の管理や購入に関連する一連の事務手続を確認する過程で、実際は令和２年９月４日に購入した 84 円切手、100 円切手及び 140 円切手について、同年９月 10 日に購入したように納品書に記載していたことが判明した。その理由を確認したところ、担当者が納品業者から日付を空欄とした納品書及び請求書を受領し、会計処理の上で都合のよい任意の日付を自ら記載していた事実が明らかとなり、これにより実際に支払請求のあった同年９月４日から起算して 20 日を経過した同年９月 24 日に支払がされたことから、事実上、支払遅延防止法[6]に違反する会計処理が行われる結果となった。

また、令和２年 11 月６日に購入した 84 円切手、94 円切手、120 円切手、140 円切手及び 500 円切手についても同様に、実際に郵便切手を受領した同年 11 月６日から 20 日が経過した同年 11 月 26 日に支払がされていた。

このような支払担当者が支払関係書類に都合のよい日付を自ら記載するという取扱いは、不適正経理に直結する重大なリスクを伴っており、納入業者との癒着の温床ともなりかねないものである。

さらに、所管課は同様の不備について平成 29 年度定期監査においても指摘されており、再発防止策を講じたと監査委員に報告していたにもかかわらず同様の不備を繰り返しており、内部統制が全く機能していないことが明らかとなった。

---

[6] **支払遅延防止法**・・・正式名称は「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」。政府契約の支払遅延防止等その公正化を図るとともに、国の会計経理事務処理の能率化を促進するために定められた法律。この法律の規定は、地方公共団体にも準用することとされている。

【業務意見】

動物園の魅力の情報発信について（日本平動物園）・・・【有効性の観点】

日本平動物園は、行動展示により間近で生き生きとした動物の姿を様々な角度から観察することができるため、市民はもとより、市外の方々にとっても魅力のある施設であるが、更なる来園者増加に向けて企業連携を強化するとともに、各種の事業を展開して動物園の魅力や来園者サービスの向上に努めている。

このような取組をどのように対外的に発信しているかについて確認したところ、動物園としての独自の情報発信は行われていたものの、広報課が掲げる戦略広報の手法としての全庁的な体制はとられておらず、その意識も十分でなかった。

動物園は、その持つ魅力についての情報発信が命綱の施設であるため対外的プロモーションが必要不可欠であることから、コロナ終焉後の旅行商品化への取組などについて、広報課との連携強化や戦略広報の活用などにより、広く発信してゆくことが望まれる。

（6）　環境局

ア　監査対象所属

廃棄物対策課、収集業務課

イ　監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかったが、１件の指導事項があった。

【業務意見】

し尿くみ取り料交付金制度の見直しについて（廃棄物対策課）・・・【有効性の観点】

し尿くみ取り体制の整備については、一般廃棄物処理基本計画の中の生活排水処理基本計画（以下「基本計画」という。）において、「くみ取り業者の経営状態を把握し、意見を聴取した上で、『下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法』の趣旨を踏まえた措置を継続しながら、し尿くみ取り業務を環境公社に一本化し、許可から委託による処理に切り替えていくことを目指します。」と明記されている。

また、し尿くみ取り料交付金については、平成 27 年度定期監査において、「し尿くみ取り業務部門でのセーフティネット機能を環境公社に担わせるための『し尿くみ取り業務一本化計画』とこれと表裏一体の関係にある『し尿くみ取り料交付金制度』の見直しを早急に行い、し尿くみ取り業務対策の本来の目的である『し尿くみ取り業務の委託化』及び『し尿くみ取りに係る費用の手数料条例化』への道筋をつける必要がある」旨の監査意見を述べている。

さらに、令和２年度出資団体監査においても、「し尿くみ取り業務の公社一本化・委託化計画について、所管課が各般の情勢分析を踏まえた主体的・戦略的な具体策の策定には至っておらず、そのための道筋も明確ではなかった」旨の監査意見を述べている。

これらのことを踏まえて今回監査を行ったところ、監査意見で述べた委託化や手数料条例化の道筋について明らかにされていなかっただけではなく、所管課からは「現在の交付金制度を維持して業者の安定的・継続的なくみ取り体制を維持してゆく必要がある。」、「今、一本化して委託化すると費用が大幅に増額する。廃業補償金を負担してまでも一本化する必要はなく、いずれ撤退する業者は出てくる。」といった、環境公社に一本化して委託に切り替えてゆくとの基本計画の方針に対して否定的ともとれる発言があり、し尿くみ取り料交付金の基本計画上の位置付けについての認識が欠けていた。

環境公社によるし尿くみ取り業者の買収は、昭和 57 年を最後に行われておらず、

これ以降は同公社への一本化・委託化に向けての進展はなく、事実上先送りされている状態となっている。環境公社の設立から今日までの歴史的な経緯もあり、事態を進展させるためには困難を伴うことは予想されるが、平成 27 年度定期監査意見でも述べているように「し尿くみ取り料交付金制度」と基本計画に記載されている「し尿くみ取り業務一本化計画」は表裏一体の関係であることから、環境局のみならず関係部局を含めた全市的な課題として認識し、速やかな対応によって具体的な進展が図られることを強く望むものである。

（7）　保健福祉長寿局

ア　監査対象所属

健康福祉部	福祉総務課
保健衛生医療部	保健衛生医療課、動物指導センター
清水病院	病院総務課、病院施設課、医事課

イ　監査の結果

監査した結果、次の３件の指摘事項について是正・改善を求めた。また、５件の指導事項があった。

【指摘事項】

①②　委託契約事務の不備について（福祉総務課）２件・・・【正確性の観点】

「データ標準レイアウト改版に伴う保健福祉総合システム改修業務」の契約手続について監査を行ったところ、次の２件の不備が明らかとなった。

１）　本来の積算額は約 270 万円であったが、事業決裁では計算に誤りがあり、積算額は約 160 万円として回議され、そのまま決裁がなされていた。所属長が予定価格を決定する際には、担当者が積算額約 270 万円の積算書を所属長に提示し予定価格を設定していたため、契約そのものは適正であったが、この事実が課内で共有されることなく、事業決裁の誤りも修正されずに放置されていたことにより、予定価格の根拠を事業決裁から把握することができない状態となっていた。

２）　公正を期すべき契約手続においては、見積結果表の見積執行日時は正確に記載すべきものであるが、本件契約においては令和２年３月 23 日に見積執行を行ったにもかかわらず、見積結果表には見積執行日時が同年３月 26 日と記載されていた。さらに、その後の支出負担行為伺書の回議の過程で日付の誤りがあることに誰も気付かず、修正されていなかった。

この２件については、積算金額の計算誤り及び見積執行日の記載誤りという初歩的な誤りが事業決裁等の回議において見過ごされており、組織における最も基本的な内部統制機能である書類の確認体制が機能していなかった。

③　委託契約における事前承認を受けていない業務の再委託について（保健衛生医療課）・・・【合規性の観点】

本市が行う委託契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で契約の履行確保を図るものであるため、その相手方以外の者に下請負や再委託をす

ることは原則として認められていない。例外として再委託が認められる場合には、本市の書面による承認、再受託者との契約書の写しの提出などを契約書に明記してその手続を確実に行うこととされている。

しかし、上落合配水池外９施設濁度計等保守点検業務委託契約について受託業者が提出した点検報告書等を確認したところ、書面による本市の承認手続等を経ることなく業務の一部である井川西山平配水池の残留塩素計のオーバーホールにおける部品交換及び正常動作確認が再委託されていた。

このように、市の事前承認を得ることなく再委託されたことにより、例えば契約の履行を一括して再委託する場合、再委託先に業務を履行する能力がない場合、入札又は見積執行において競争相手だったものに再委託する場合などのように、契約の公正さや公平性に関わる不適切な事案が発生するおそれがあった。

【業務意見】

①　生涯活躍のまち静岡（ＣＣＲＣ）推進事業[7]における「葵おまち地区」の在り方について（福祉総務課）・・・【有効性の観点】

生涯活躍のまち静岡（ＣＣＲＣ）推進事業において、「葵おまち地区」として展開されている事業については、コロナ禍の下においても地域交流拠点連携事業や葵おまち暮らし体験事業などが実施され一定の成果を挙げていたが、一方において、同じ「葵おまち地区」内に設置されている中央子育て支援センターや認知症ケア推進センター「かけこまち」を含めた施設と面的に連携した事業展開までは現在のところ行われていない。

「葵おまち地区」は、このように多くの施設が集中し、様々な立場の人々が周辺地区から中心市街地に集まる特性を持つ地区である。そのため、「生涯活躍のまち」を目指す施策の推進に当たっては、この「葵おまち地区」の地域資源や特性を最大限に生かしたものとなる必要があり、狭義の「ＣＣＲＣ」の概念にとらわれない幅広い検討と連携体制の構築のほか、この事業展開への市民理解を得るための効果的な情報発信の推進が望まれる。

②　清水地域における今後の医療体制の検討について（保健衛生医療課）・・・【有効性の観点】

令和元年度包括外部監査や令和元年度病院事業会計決算審査において懸念を示されていた清水地域における医療体制の在り方について、コロナ禍の中、市長部

---

[7] **生涯活躍のまち静岡（ＣＣＲＣ）推進事業**･･･ＣＣＲＣは、Continuing Care Retirement Commnunity の略。生涯活躍のまち静岡は、元気な高齢者を中心に地域の誰もが、健康でアクティブな生活や社会活動への参加などを通じて生涯活躍できる環境づくりに取り組み、これにより「健康長寿のまち」を推進する取組

局の主導の下に検討が開始され、その枠組は、清水区内３病院のほか、清水医師会、市立静岡病院、静岡県という、それぞれに課題を抱えた当事者が参画するという意義深い体制となっていた。

第１回目のテーマは、「清水地域における２次救急医療について」とされており、喫緊の課題が取り上げられたとのことであったが、同地域の医療体制は、このほかにも様々な課題を抱えていることから、今後もスピード感を持った実現可能かつ有益な議論が行われるよう期待するものである。

（８）　子ども未来局

ア　監査対象所属

青少年育成課

イ　監査の結果

監査した結果、１件の指摘事項について是正・改善を求めた。また、２件の指導事項があった。

【指摘事項】

予定価格の決定時期の誤りについて（青少年育成課）・・・【正確性の観点】

予定価格は、契約の公正性の確保のために欠かせないものであり、その秘密保持には万全を期する必要がある。そのため、委託業務等契約及び各種契約事務マニュアルでは、各主管課長又は担当課長が見積執行直前（前日又は当日）にこれを決定し、予定価格封筒に入れて封印し、保管することとされている。

しかし、ひきこもり地域支援センター事業運営業務の委託契約において、当該マニュアルにいう「前日」を土・日を含まないものと誤解し、予定価格の決定を見積執行日（月曜日）の３日前（前週の金曜日）に行っていた。

このようにして予定価格の決定から見積執行までの期間が３日間となったことにより、第三者に予定価格が漏えいし公正な競争が阻害されるリスクが増大していた。

（9） 経済局

ア 監査対象所属

商工部	産業政策課、中央卸売市場
農林水産部	農業政策課、中山間地振興課、経済事務所

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかったが、７件の指導事項があった。

【業務意見】

経営展望の実現について（中央卸売市場）・・・【有効性の観点】

中央卸売市場においては、平成30年４月に経営展望が策定されており、その基本戦略に示される施設機能の整備には官民の連携が不可欠であるが、具体的な実施計画は未だ策定されていない。一方で、総務省からは公営企業経営の観点から今後10年間の経営戦略の策定が求められており、財政的な課題を抱えたままでの計画とならざるを得ない見通しである。

このような状況の中で、令和２年３月には市中央卸売市場業務条例の全部改正が行われており、中央卸売市場は今後とも市民の食の安全安心を確保するための市場として存続してゆくことが明示されたことから、市場経営の安定化、施設の老朽化対策などの課題解決に向けた実効性のある経営戦略となることが求められるとともに、経営展望の実現のため、その目指す方向性を見据えた実効性のある施策の形成に向けて努力されたい。

(10)　都市局

ア　監査対象所属

都市計画部	都市計画課、交通政策課、緑地政策課、公園整備課
建築部	建築総務課、建築指導課

イ　監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかったが、３件の指導事項があった。

【業務意見】

コロナ禍における公園内の青空カフェの実施について（緑地政策課）・・・【有効性の観点】

コロナ禍に見舞われる昨今、野外で体を動かしたり、休憩したり、自由に過ごすことができる公園施設については、改めてその有用性に注目が集まり、市民の利用需要が高まっている。そのような中、公園内で実施されている青空カフェに対する市民の評価は高く、更なる出店の要望も多いと聞いている。所管課は、その出店スケジュールの市公式ＨＰへの掲載などの支援を行ってはいるが、市民の要望に応える面からも、公共空間の有効活用によるにぎわい創出の面からも、更なる情報発信の強化が求められる。

市民に対しても、本市を訪れる方々に対しても、「静岡市の公園は楽しい場所」というイメージを植え付けることができるような戦略広報の展開に期待するものである。

(11)　建設局

ア　監査対象所属

土木部	土木事務所
道路部	葵南道路整備課、葵北道路整備課、駿河道路整備課、清水道路整備課

イ　監査の結果

監査した結果、２件の指摘事項について是正・改善を求めた。また、３件の指導事項があった。

【指摘事項】

①　郵便切手等受払簿の未作成について（葵南道路整備課）・・・【合規性の観点】

郵便切手等の金券類は、公金と同様に適正な管理が求められ、市公文書管理規程第５条及び第 26 条により、切手、はがき等については、厳重に保管し、郵便切手等受払簿にてその受払の状況を明らかにしておかなければならないとされている。しかし、所管課においては、所有する郵便切手（２円切手７枚）について、本年度に使用実績がなかったことから受払簿が作成されていなかった。

金券類は容易に換金することが可能なため受払簿により受払の実態及び残数を常に明らかにする必要があるが、郵便切手の受払簿が作成されていなかったことから、不正使用があったとしてもこれを把握できない状態となっていた。

②　再委託に伴う手続の未実施について（駿河道路整備課）・・・【合規性の観点】

本市が行う委託契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で契約の履行確保を図るものであるため、その相手方以外の者に下請負や再委託をすることは原則として認められていない。例外として再委託が認められる場合には、本市の書面による承認、再受託者との契約書の写しの提出などを契約書に明記してその手続を確実に行うこととされている。

しかし、(一) 静岡焼津線大崩総点検業務において、所管課は交通誘導員の配備や廃棄物処分を受託者以外の者が行うことを承知し、受託者から建設廃棄物処理委託契約書の写しを受理し、課内供覧を行ってはいたものの、書面による承認手続等を行っていなかった。

本件については、所管課は再委託について契約書の写しを受理し、契約内容や再委託の相手方を確認していたが、書面による承認手続等を怠ったことにより、再委託の承認について組織としての意思決定がなされていなかったことになる。

【業務意見】

中山間地域における道路、橋りょう、トンネルなどの管理について（葵南道路整備課・葵北道路整備課・清水道路整備課）・・・【有効性の観点】

市が税を投入して実施するインフラ整備は、市民生活に直結するものであるため、所管課には市民から出される要請・要望や生活に必要な諸条件を速やかに把握し、連絡調整を行った上で具体的な対応策を実施するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たすことが求められる。また、その際には、発注部局と事業部局が異なる場合が多いため、部局を超えた連携体制を構築することも求められる。

特に、中山間地域における道路、河川、農道、林道などのインフラ整備については、この点の必要性が高く、高齢化・人口減少に直面する地域とのコミュニケーションの確保は必要不可欠であるため、各所管課が定期的に地元自治会との要望会などを開催してその実情把握に努めるとともに、部局を超えた連携体制も構築されていた。

このような中山間地域の住民の暮らしと健康を守る取組と中山間地域の実情や課題を全市的に知ってもらうための情報発信の必要性については、別途監査を行った葵区役所に対しても意見を出しているところであり、インフラ整備を担当する部署においても同様の課題認識をもって臨むための具体的な体制を更に強めてゆくことが望まれる。

(12)　消防局

ア　監査対象所属

消防部	消防総務課、財産管理課、予防課、査察課

イ　監査の結果

監査した結果、１件の指摘事項について是正・改善を求めた。また、１件の指導事項があった。

【指摘事項】

積算金額の算出誤りについて（財産管理課）・・・【正確性の観点】

市契約規則第10条第２項の規定により予定価格は適正に定めることとなっていることから、その根拠となる積算金額の算出に当たっては正確を期す必要がある。

しかし、消防用設備等保守点検委託業務における直接人件費の積算において、次のような誤りがあり、結果として正確な積算がされていなかった。

１）　駿河消防署誘導灯保守点検の積算において、誘導標識分を加算すべきところを加算していなかった。

２）　積算において小数点以下第２位を切り捨てるべきところを、小数点以下第３位を切り捨てていた。

本件においては積算金額が不正確であったため、それを参考に決定される予定価格が当該業務の内容に対して不当に高額となり、契約の適正性が担保されないおそれがあった。また、積算が不正確であることを担当者が認識しておらず、係長、課長等による回議の際の確認においても誤りが見過ごされており、積算金額に誤りがないことを組織的に確認する体制が整備されていなかったことも明らかとなった。

【業務意見】

① 女性消防吏員の活躍推進について（消防総務課）・・・【有効性の観点】

本市では、「静岡市職員のための子育て・女性活躍支援プラン」（特定事業主行動計画[8]）において、全消防吏員に占める女性消防吏員の比率を令和８年度当初までに５％に引き上げるとする目標を掲げているところであるが、令和２年４月時点で3.96％にとどまっており、中間目標値の4.15％にも届いていない状況である。

消防局では、目標達成に向けて女性受験者の増加対策、女性消防吏員の職域拡大や職場環境の整備などに取り組んでいるが、その一方で、５年間で５人の退職者が出るなど課題も抱えている。

「消防は男性の職場」という思い込みを払拭するのは容易ではないが、現在行っている情報発信にいかに戦略広報の手法を取り入れるかなど、幅広く局間連携することによって、課題の解決を図られたい。

② 放火火災防止対策の更なる推進について（予防課）・・・【有効性の観点】

本市における出火原因の第１位を占める「放火又は放火の疑い」の防止対策として、消防局は「放火されない環境づくり推進要領」に基づき、過去に放火事案が発生した地区の中からモデル地区を選定して、地元自治会と協働した活動を実践している。

このような地域住民の防火意識を向上させる取組は、地道で息の長いものとならざるを得ないが、途切れることなく更に拡大させてゆく必要があることから、住民に対する情報の発信に工夫を重ね、モデル地区にとどまらない全市的な取組となるよう努力されたい。

---

[8] **特定事業主行動計画**･･･女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条に基づき、各特定事業に策定・公表が義務付けられた女性職員の活躍のための行動計画。数値目標、取組内容とその実施時期等が定められている。

(13)　上下水道局

ア　監査対象所属

水道部	水道管路課、水道施設課
下水道部	下水道総務課、下水道計画課

イ　監査の結果

監査した結果、２件の指摘事項について是正・改善を求めた。

【指摘事項】

①　事前承認を受けていない業務の下請について（水道施設課）・・・【合規性の観点】

本市が行う契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で契約の履行確保を図るものであるため、その相手方以外の者に下請負や再委託をすることは原則として認められていない。例外として下請が認められる場合には、本市の書面による承認、下請との契約書の写しの提出などを契約書に明記してその手続を確実に行うこととされている。

しかし、清水谷津浄水場３号送水ポンプ修繕契約について、相手方が提出した作業員名簿を確認したところ、書面による本市の承認手続等を経ることなく修繕業務の一部である羽根車組込やライナーリング隙間測定などの業務が下請されていた。

このように、市の事前承認を得ることなく下請されたことにより、例えば契約の履行を一括して下請する場合や下請先に業務を履行する能力がない場合、入札又は見積執行において競争相手だったものに下請する場合などのように契約の公正性に関わる不適正な下請が行われるおそれがあった。

②　普通財産貸付料の算定誤りについて（下水道総務課）・・・【正確性の観点】

市普通財産（土地及び建物）貸付料算定基準によると、土地の貸付料の年額は「近傍類似の土地の前年度固定資産評価額に比準して算出した単位面積当たりの価格（円未満切り捨て）×100 分の５×貸付面積」と定められており、ただし書として「消費税法第６条の規定により非課税とされるものを除くものについては、100 分の５を乗じた額に 100 分の 110 を乗じた額（円未満切り捨て）に貸付面積を乗じる（円未満切り捨て）。」とされている。また、貸付期間が１年に満たない場合は「年間貸付料（円未満切り捨て）×貸付期間（日数）/365」で算定することとされている。

今回確認を行った下水道総務課所管の土地貸付料の算定は消費税の課税対象としていることから、単位面積当たりの価格（円未満切り捨て）に 100 分の５を乗

じ、その額に100分の110を乗じた額（円未満切り捨て）にさらに貸付面積を乗じた額（円未満切り捨て）を年間貸付料として算定した後、その年間貸付料に貸付日数を乗じ、365 で除した額（円未満切り捨て）を貸付料とすべきところ、単位面積当たりの価格（円未満切り捨て）に100分の5を乗じ、その額に貸付面積を乗じた額（円未満切り捨て）に100分の110を乗じた額（円未満切り捨て）を年間貸付料として算定した後、その年間貸付料に貸付日数を乗じ365で除した額（円未満切り捨て）を貸付料として算定していたため、基準に記載された方法に比べて59円過大に請求していた。

この算定誤りは、所管課の担当者が消費税の課税対象となる場合の土地貸付料の算定方法を誤解していただけでなく、所属長以下の関係職員もその誤りに気付かなかったことにより発生したが、このことは、請求金額の根拠を組織的に確認する体制が整備されていなかったことを示すものであり、誤りが発生するリスクが高い状態となっていた。

(14) 教育委員会事務局教育局

ア 監査対象所属

教職員課、学校教育課、中央図書館、静岡市立高等学校

イ 監査の結果

監査した結果、４件の指摘事項について是正・改善を求めた。また、２件の指導事項があった。

【指摘事項】

① 委託事業決裁の不備について（教職員課）・・・【正確性の観点】

市公文書管理規程第 14 条第３項の規定によれば、起案文書は、関係書類の添付等によりその根拠、理由、経過等を明らかにしなければならないこととされており、電子決裁導入（平成 30 年４月）後の手続としては、事業決裁を文書管理システム[9]で起案する際に電子ファイルを添付することとされている。

ところが、第１次選考試験受験者情報データエントリー業務委託契約に係る事業決裁を点検したところ、文書管理システムにおいて起票された事業決裁の契約書案及び仕様書案などの内容が前年度の内容になっており、結果として、内容が欠落したまま事業が実施され、その後の手続（契約締結、支出負担行為伺い及び支出命令）がなされていた。

事業決裁の添付資料が誤っていたにもかかわらず、係長、課長等が電子決裁上それらを一切確認していない又は杜撰な確認をしていたため誤りが見過ごされており、組織における最も基本的な内部統制機能である書類の確認体制が機能していなかった。

② 補助金交付における規定に基づかない書面の添付について（学校教育課）・・・【合規性の観点】

市英語検定料補助金交付申請書兼実績報告書の収受事務を確認したところ、全 152 件のうち５件の申請において、同補助金交付要綱の規定及びその委任を受けた各中学校の校長の通知により申請時に提出することとされている受験票の写し又は一次試験の結果ではなく『英検準会場専用申込み確認票』と題する書面が添付され、これをもって申請手続とされて補助金が交付されていたことが明らかとなった。

[9] **文書管理システム**･･･本市の公文書を管理するためのシステムで、文書の収受、起案、供覧、決裁処理等を一括してシステム上で実施するもの

③　委託契約における事前承認を受けていない業務の再委託について（中央図書館）・・・【合規性の観点】

本市が行う委託契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で契約の履行確保を図るものであるため、その相手方以外の者に下請負や再委託をすることは原則として認められていない。例外として再委託が認められる場合には、本市の書面による承認、再受託者との契約書の写しの提出などを契約書に明記してその手続を確実に行うこととされている。

しかし、中央図書館空調設備保守点検業務委託契約について受託業者が提出した点検報告書を確認したところ、書面による本市の承認手続等を経ることなく業務の一部である冷却水水質検査が再委託されていた。

このように､委託業務が市の事前承認を得ることなく再委託されることにより、例えば契約の履行が一括して再委託されたり、業務履行能力のない相手方に再委託されたり、入札又は見積執行において競争相手だった者に再委託されたりするなど、契約の公正さや公平性に関わる不適切な事案が発生するおそれがあった。

④　不完全な業務報告書に基づく検収済報告書の作成について（中央図書館）・・・【正確性の観点】

市契約規則第 40 条第３項の規定によれば､検収員は、検査をしたときは検収済報告書を作成し、市長に提出しなければならないこととされており、委託業務における成果物の検査についても、契約書及び仕様書その他の関係書類に基づき検査をすることが求められている。

しかし、中央図書館空調設備保守点検業務委託契約において、委託業務自体は仕様書どおりに実施されていたものの、市が受託業者から受領した保守点検業務報告書に誤りがあり、仕様書上実施することとされている凝縮器及び吸収器チューブ清浄が実施されたことが記載されておらず、また、仕様書上４回実施することとされている冷却水水質検査の記録が２回分しか示されていない状態であったが、これを受領した検収員は､「保守点検業務報告書等により確認」できたことを基に検収済報告書を作成していた。

委託業務については履行状況を点検し適切な検収を実施する必要があるが、これを怠っていたことにより、受託者が仕様書に定められた業務を履行していなかったとしても、所管課はそれに気付かずに委託料を支払ってしまうおそれがあった。

(15)　人事委員会事務局

ア　監査対象所属

人事委員会事務局

イ　監査の結果

監査した結果、指摘事項等はなかった。

令和２年度　定期監査指摘事項等件数一覧

（単位：件）

局等の区分	指摘事項	指導事項	合計
総務局	3	3	6
企画局	0	0	0
財政局	1	3	4
葵区役所	4	8	12
観光交流文化局	1	1	2
環境局	0	1	1
保健福祉長寿局	3	5	8
子ども未来局	1	2	3
経済局	0	7	7
都市局	0	3	3
建設局	2	3	5
消防局	1	1	2
上下水道局	2	0	2
教育委員会事務局教育局	4	2	6
人事委員会事務局	0	0	0
合　計	22	39	61

（過去３年度との比較）

	対象所属数	指摘事項等件数		
		指摘事項	指導事項	合計
平成 29 年度	56	17	27	44
平成 30 年度	57	22	22	44
令和元年度	61	24	43	67
令和２年度 （前年度対比）	57 （－４）	22 （－２）	39 （－４）	61 （－６）

２　フォローアップ監査

（1）監査結果フォローアップとは

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、市長等が監査結果に基づき改善を図ったときは、その措置状況を監査委員に通知することとなっている。

フォローアップ監査は、市長等から通知のあった措置状況について、内部統制の観点から再度検証を行い、改善が認められない事項については再度指摘をし、牽制機能を発揮することで監査の実効性を高めることを目的に実施するものである。

また、本市の内部統制所管部署と連携して、指摘事項の事後検証等を行うことにより、類似指摘の再発の防止を図ろうとするものである。

― 定期監査の主な流れ ―

監査の実施・監査結果の公表

↓

指摘事項に基づく市長等からの措置状況の通知

（内部統制所管部署等で取りまとめ）

↓

指摘事項に基づく措置状況の公表

↓

監査結果フォローアップ

（2）フォローアップの対象となる指摘事項

令和２年度定期監査の対象となった所属に対する前回の定期監査（平成29 年度定期監査）における 17 件の指摘事項から、今回の監査の対象となっていない保健所清水支所に対する１件を除いた 16 件の指摘事項を対象とする。

（3）フォローアップの結果

前回の定期監査の指摘事項 16 件を確認したところ、その結果は次のとおりであった。

状　　況	件　数
ア　指摘事項に対する措置状況が既に通知されているもの	16 件
（ア）改善が認められないため再度指摘したもの	（１件）
（イ）措置状況が確認できたもの	(15 件)
イ　指摘事項に対する措置状況が未だに通知されていないもの	０件

ア　指摘事項に対する措置状況が既に通知されているもの

（ア）改善が認められないため再度指摘したもの

郵便切手購入における支出事務の不備について（日本平動物園）【平成29年度定期監査】　再掲

指摘事項の概要	平成29年４月20日に購入した郵便切手について一連の手続を確認したところ、現実にはその日に納品書及び請求書を受領していたにもかかわらず、同年４月 27 日に購入したものとして支出事務を行っていた。これは、納入業者と協議の上で日付を空欄にした納品書及び請求書を提出させ、市担当者が都合のよい任意の日付を記入していたことによるものであった。その結果、実際に支払請求のあった平成29年４月20日から21日を経過した同年５月11日に支払がされる結果となり、事実上支払遅延防止法に違反する支払となっていた。 このような取扱いは不適正経理に直結する重大なリスクを伴っており、納入業者との癒着の温床ともなりかねないものである。
措置状況	郵券購入における支出事務処理に時間を要することと、連休により、静岡会計課の支払書類提出締切日までに事務処理を終了し、所属長の決裁を得て静岡会計課へ書類を持ち込むのが難しいと判断したことが一因と考えます。 郵券の購入については、月末に実施している帳簿締めに際し、使用残量の把握を徹底するとともに、例年の使用状況等を考慮しながら、会計処理期限に支障のある大型連休の時期に購入することを避けるよう余裕を持った購入計画を立てることで、再発防止を図りました。 また、会計事務における支払遅延対策として、支払事務を行う全職員に対し、e-ラーニングによる「会計事務」研修を再度実施し、再発防止に向けた取り組みを徹底しました。 なお、受領した請求書等処理の遅延を防止するため、保管棚を設置し、円滑に事務処理を行えるよう改善を図りました。（平成30年10月26日通知・平成30年10月29日公表）
検証結果	郵便切手の管理や購入に関連する一連の事務手続を確認する過程で、実際は令和２年９月４日に購入した84円切手、100円切手及び140円切手について、同年９月 10 日に購入したように納品書に記載していたことが判明した。その理由を確認したところ、担当者が納品業者から日付を空欄とした納品書及び請求書を受領し、会計処理の上で都合のよい任意の日付を自ら記載していた事実が明らかとなり、これにより実際に支払請求のあった同年９月４日から起算して20日を経過した同年９月24日に支払がされたことから、事実上、支払遅延防止法に違反する会計処

	理が行われる結果となった。 　また、令和２年11月６日に購入した84円切手、94円切手、120円切手、140円切手及び500円切手についても同様に、実際に郵便切手を受領した同年11月６日から20日が経過した同年11月26日に支払がされていた。 　このような支払担当者が支払関係書類に都合のよい日付を自ら記載するという取扱いは、不適正経理に直結する重大なリスクを伴っており、納入業者との癒着の温床ともなりかねないものである。 　さらに、所管課は同様の不備について平成29年度定期監査においても指摘されており、再発防止策を講じたと監査委員に報告していたにもかかわらず同様の不備を繰り返しており、内部統制が全く機能していないことが明らかとなった。**（14ページの指摘事項参照）**

（イ）措置状況が確認できたもの

前回の指摘事項のうち15件について、監査委員に通知された措置が対象所属で実施されていたことを確認した。

イ　指摘事項に対する措置状況が未だに通知されていないもの

今回の監査対象所属の所管する事務で、未だに措置状況が通知されていない前回の指摘事項はない。

Ⅱ　提言

1　はじめに

本市は、平成 22 年に「政策と広報は行政経営の両輪である」との理念の下に「戦略広報プラン」を策定し、広報課を「ヒト、モノ、情報のハブ拠点」と位置付けた構想を描き、市職員を戦略広報プランの実務者と位置付け、受け手目線を意識した広報展開に向けて縦横の組織で連携を持った広報を推進してゆくとしていた。

監査委員としても、このプランに明記された理念は、人口減少社会を迎え、自治体間競争が激化してゆく情勢の中で、今後の市政運営において重要かつ有意義なものであると認識し、広報課に対して定期監査を実施する都度、本市における広報体制の現状を確認してきた。その結果、平成 26 年度定期監査ではターゲットに対して「伝わる」広報を行う点を広報課が主導的に担うべきことなどを業務意見とし、平成 29 年度定期監査では職員用マニュアルである「広報・広聴ガイド」に戦略広報プランの理念を落とし込んでいるとはいうもののその理念を生かしてゆくための指針になっているとは言い難いものであり、市民に対し本市の広報の在り方を分かりやすく説明できるようにすることを望む旨の業務意見を述べてきたところである。

今回の監査においては、広報課に対して、引き続き戦略広報の現状について別途業務意見を述べたところであるが、各所管課がこの戦略広報の理念をどのように実務に生かした情報発信を行い、施策に取り組んでいるかという点に着目してそれぞれの業務内容を点検したところ、「戦略広報の更なる推進」の観点から見解を述べる必要を認めたため、地方自治法第 199 条第 10 項の規定により本市の組織及び運営の合理化に資するために監査の結果に添えて提出する意見としてこの提言を行う。

2　監査の過程で把握した事例について

各所管課から提出された監査資料に記載された課題調書の分析などを経て、各事務事業の実施状況やその意味合いなどについての情報発信が戦略広報の目指す「伝わる広報」を意識したものとなっているかどうかについて本監査の場で監査委員から各所属長に対して確認を行ったところ、次の各事例に示すようにそれぞれの取組には濃淡がある状況であることがわかった。

良い事例

（1）静岡地域材活用促進事業について（中山間地振興課）

令和元年度決算審査意見において、この事業の果たす公益的役割を市民にわかりやすく説明することを期待する意見を述べたところであるが、この事業の役割を環境面と経済振

興面の２つの側面で市民に対し有益な事業であると整理した上で、広報課と連携を図りながら、オクシズ材に関する情報発信を効果的に行っていた。

（2）区役所としての地域情報の発信について（葵区役所地域総務課）

葵区の魅力づくり事業として実施している葵チャレンジャーは、地域の課題解決に地域自らが学区を超えた活動として取り組むもので、今年度はコロナ禍のために中止された事業も多かったものの、これまで多くの実績を上げてきた。このような「地域連動」の取組を区として支援することによって地域資源の魅力を地域住民に発信し、共有する取組は、地域主体のまちづくりに向けた情報発信として有効なものと評価される。

また、葵区ＰＲキャラクター「あおいくん」一家を４コマ漫画や公式ツイッター、クリアファイル、回覧板などで活用しており、ちょっとした場面で親しみやすいキャラクターが情報発信のきっかけ（気付き）につながりやすいことから、他の２区ともども市民向け情報発信のアイテムとして更なる活用が望まれる。

（3）窓口混雑情報の発信について（葵区役所戸籍住民課）

感染症対策と待ち時間短縮のため、市公式ＨＰやＬＩＮＥ公式アカウントを利用した「窓口混雑ランプ」の取組は、４か月余りで３万件以上のアクセスがあるなど、コロナ禍の中での市民サービス向上策として好評であった。

上記「あおいくん」の活用も含めたこれら取組は、葵区職員による「情報発信プロジェクトチーム」の活動成果であり、これまでの情報発信施策への取組実績があればこそのものであるといえる。

（4）受験者確保に向けた情報発信について（人事委員会事務局）

近年、職員採用試験の申込者数は減少傾向にあり、その中でも特に技術職や保育教諭は申込者数が少ない職種となっている。その対策として、関連する部局と連携を図りながら職種限定のパンフレット作成や職種紹介の動画発信等を行っており、これらの取組は結果としてＵＪターンなどの人口減少対策としても有効なものとなっている。

（5）北街道線魅力空間創出事業について（都市計画課）

この事業は、令和元年度決算審査において「先を見据えた施策の展開」の観点から高評価をした事業である。その際、北街道線という道路空間の利活用に当たっての地元組織や常葉大学との連携のほか、駿府城公園周辺の人の流れを意識した施策の展開をも期待する意見を示したところであるが、当該事業の在り方として駿府ホリノテラスや市民文化会館への人の流れを見据えた展開を考えているとの回答が示されており、民間連携や官民連携を進めることによって施策の持つ意味が発信され、市民に情報が伝わってゆく事例として期待が持てるものであった。

このほかにも、公共空間の利活用によるにぎわい創出活動として、道路休憩施設（パークレット）の設置やしずチカの活用など、関係部局によるワーキンググループによる施策検討がされており、これには広報課も戦略広報活動の一環と位置付けて参画しており、実績をあげていた。

（６）まちかどコレクション 2020-‘21 について（建築総務課）

この事業は、観光地ではなく、ふだん何気なく歩いている「まちかど」での小さな工夫がされている看板や建物の造りに気付く点に意味を持たせ、市民（特に若者）に参加してもらうことによって新しい発想による郷土愛・ふるさと意識を高めてもらう効果を狙うものである。

所管課は、この成果を広報課と連携して動画配信などを行い、情報発信していたが、主に若者をターゲットとしたこのような一見気付きにくいまちの魅力を地道に発信し、これを継続することによって郷土愛・ふるさと意識の定着に結び付くことが期待される。

更なる取組が期待される事例

以下の事例は、令和２年度定期監査結果に掲載した業務意見のうち、更なる取組の推進が望まれるものを要約して再掲したものである。

（１）葵おまち地区のＣＣＲＣ推進事業（福祉総務課）

生涯活躍のまち静岡（ＣＣＲＣ）推進事業において「葵おまち地区」として展開されている事業については、コロナ禍の下においても地域交流拠点連携事業などが実施され一定の成果を挙げていたが、一方において、同じ「葵おまち地区」内に設置されている中央子育て支援センターや認知症ケア推進センター「かけこまち」を含めた施設と面的に連携した事業展開までは行われていない。

「葵おまち地区」は、多くの施設が集中し、様々な立場の人々が周辺地区から中心市街地に集まる特性をもつ地区であるため、「葵おまち地区」の地域資源や特性を最大限に生かしたものとなる必要があり、狭義の「ＣＣＲＣ」の概念にとらわれない幅広い検討と連携体制の構築のほか、この事業展開への市民理解を得るための効果的な情報発信の推進が望まれる。

（２）コロナ禍における公園内の青空カフェの実施について（緑地政策課）

コロナ禍の昨今、公園内で実施されている青空カフェに対する市民の評価は高く、更なる出店の要望も多いと聞いている。所管課は、その出店スケジュールの市公式ＨＰへの掲載などの支援を行ってはいるが、市民の要望に応える面からも、公共空間の有効活用によるにぎわい創出の面からも、更なる情報発信の強化が求められる。

市民に対しても、本市を訪れる方々に対しても、「静岡市の公園は楽しい場所」というイメージを植え付けることができるような戦略広報の展開に期待する。

（３）動物園の魅力の情報発信について（日本平動物園）

日本平動物園は、市民はもとより、市外の方々にとっても魅力のある施設であるが、更なる来園者増加に向けて企業連携を強化するとともに、各種の事業を展開して動物園の魅力や来園者サービスの向上に努めている。

このような取組をどのように対外的に発信しているかについては、動物園としての独自の情報発信は行われていたものの、広報課が掲げる戦略広報の手法としての全庁的な体制はとられておらず、その意識も十分でなかった。

動物園は、その持つ魅力についての情報発信が命綱の施設であるため対外的プロモーションが必要不可欠であることから、コロナ終焉後の旅行商品化への取組などについて、広報課との連携強化や戦略広報の活用などにより広く発信してゆくことが望まれる。

（４）女性消防吏員の活躍推進について（消防総務課）

本市では、「静岡市職員のための女性活躍支援プラン」において、全消防吏員に占める女性消防吏員の比率を令和８年度当初までに５％に引き上げるとする目標を掲げているところであるが、令和２年４月時点で3.96％にとどまっており、中間目標値の4.15％にも届いていない状況である。

消防局では、目標達成に向けて女性受験者の増加対策、女性消防吏員の職域拡大や職場環境の整備などに取り組んでいるが、その一方で、５年間で５人の退職者が出るなど課題も抱えている。

「消防は男性の職場」という思い込みを払拭するのは容易ではないが、現在行っている情報発信にいかに戦略広報の手法を取り入れるかなど、幅広く局間連携することによって課題の解決を図られたい。

（５）放火火災防止対策の更なる推進について（予防課）

本市における出火原因の第１位を占める「放火又は放火の疑い」の防止対策として、消防局は「放火されない環境づくり推進要領」に基づき、過去に放火事案が発生した地区の中からモデル地区を選定して、地元自治会と協働した活動を実践している。

このような地域住民の防火意識を向上させる取組は、地道で息の長いものとならざるを得ないが、途切れることなく更に拡大させてゆく必要があることから、住民に対する情報の発信に工夫を重ね、モデル地区にとどまらない全市的な取組となるよう努力されたい。

これまでに示した事例のうち、良い事例として取り上げた地域材活用促進事業では、情報発信のハブ拠点として位置付けられている広報課と連携を取りながら、情報を届ける先のタ

ーゲットを「市民」と明確に定めて「伝わる広報」を意識した取組を行っていた。さらに、北街道線魅力空間創出事業をはじめとする公共空間を利活用した賑わい創出活動は、関係局のワーキンググループに広報課が参加することで、事業を練り上げる段階から戦略広報の概念が入り込んでおり、相乗効果が期待できる内容となっていた。これまで、その方向性が定まっていない印象があったしずチカ空間活用事業の取組についても、局間連携のもと、令和５年度にひとつの形をなすべく新たな動きを見せており、今後の展開を見守りたい。

また、職員一人ひとりが広報マンという意味では、葵区役所が取り組んでいる事例が興味深い。区独自のキャラクターを媒体に、情報発信におけるプロジェクトチームを結成して取り組んでいる姿は、市民に最も近い場所で業務を行っている区役所という組織だからこそ気付くことができるという特色を生かした取組であると評価できる。

一方、更なる取組が期待される事例としてピックアップした事業のうち、コロナ禍における公園内の青空カフェの実施について、例えば小さな子どもを抱える家庭に対して情報発信を行うのであれば、ＬＩＮＥ登録者にピンポイントで出店情報を送るなど、ターゲットを絞った形で情報発信を行う方法も考えられる。また、女性消防吏員の活躍推進について（消防総務課）は人事委員会の行っている取組と、放火火災防止対策の更なる推進について（予防課）は葵区役所の取組と、それぞれ連携させてゆくことでこれらの事業の相乗効果が生まれる余地もあるのではないかと考える。さらに、対外的な情報発信・シティプロモーションという観点から見れば、日本平動物園については、アフターコロナを見据えていかに来訪者を招き、誘導してゆくのかという点においては、日本平動物園単独での対応では難しく、既存の有度山フレンドシップ協定の枠組みの活用や企業連携強化を図ることはもちろんのこと、広報課を含めた市全体での対応を図ってゆく必要がある。

３　戦略広報の更なる推進について

平成 26 年度定期監査における提言では、連携と情報発信を阻むものには業務を自所属のみで完結しようとしてしまう“引きこもりの壁”と業務の内容を外部に情報発信することなく自己満足により完結させてしまう“自己満足の壁”の２つの壁を合わせた「意識の壁」があり、これらの弊害を最小限に抑えるための努力をしてほしい旨の意見を述べたところであるが、情報発信の最前線に立つ広報課の取組については、業務意見で述べたとおり、戦略広報についての様々な地道な努力が行われており、令和２年度から就任した戦略広報監については、当初想定されていなかったコロナ禍の状況下での活動となったが、ハブ拠点として集まってくる情報をピックアップするだけでなく各局の行っている施策に積極的に関わり、情報の質の向上を目指している様子が窺えた。

総じていえることは、戦略広報プランの策定から 10 年が経過し、紆余曲折を経ながらも、情報発信の重要性についての職員の意識は確実に上がってきており、「意識の壁」の打破に向けた動きは進展しているものと評価できることから、この方向性を更に推し進めてゆくため、情報を届けるターゲットを明確にした上での「伝わる広報」を意識した取組を継続すること

及び多種多様な情報を適切に組み合わせて更なる効果の発揮を職員一人ひとりが意識をしてゆくことが求められる。

戦略広報プランに明記された理念にゴールはなく、常に追い続けていかなければならない。これからの本市の戦略広報がハブ拠点たる広報課と戦略広報監のリーダーシップの下に更に推進・深化されてゆくことを望むものである。

静岡市報　令和３年４月16日号外別冊
静岡市監査公表第５号

令和２年度

行政監査（テーマ監査）
結果報告書

令和３年３月30日

静岡市監査委員	村　松　　　眞
同	白　鳥　三和子
同	山　根　田鶴子
同	山　本　彰　彦

1　監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（令和２年静岡市監査委員告示第１号）に基づいて実施した。

2　監査の種別

（１）監査の名称

令和２年度行政監査（テーマ監査）

（２）根拠法令

地方自治法第199条第２項

3　監査の対象

（１）監査のテーマ

「市立の高等学校における保護者からの徴収金の管理体制」

（２）テーマ選定の理由

行政監査（テーマ監査）は、平成30年度には「小・中学校預かり金の管理体制」を、令和元年度には「市立認定こども園における保護者からの徴収金の管理体制」をそれぞれテーマにして実施してきたところであり、受益者負担の観点から行事費や物品費などを保護者に求めるこれらの預かり金・徴収金の取扱いについて、監査の結果、公費との区分が十分でないことなどを指摘したところである。

このような背景から、小・中学校の預かり金や認定こども園の徴収金と性質が類似していると想定される市立の高等学校の徴収金（市の公金以外で、公務の中で収入及び支出等の手続を職員等が行う、保護者等から徴収している金銭）の管理体制について、行政監査（テーマ監査）を実施することとした。

（３）監査対象とする課、年度及び徴収金

ア　監査対象課

（ア）静岡市立高等学校

（イ）総務局コンプライアンス推進課

イ　対象年度

令和２年度

ウ　対象とする徴収金（17種類）

学年費、修学旅行費、生徒会費、ＰＴＡ会費、進路指導費、部活振興費、図書費、教育支援費積立金、修繕積立金、のみの市、定時制課程ＰＴＡ会費、定時制課程給食費、定時制課程振興費、日本スポーツ振興センター、全国大会補助金用、生徒リーダー研修、鴻志会館

4　監査の着眼点

（１）静岡市立高等学校

ア　徴収金の在り方や使途は明確か。また、徴収金の使途について保護者等に適切に説明しているか。

イ　徴収金の取扱いの中で、『学校運営における公費支出の基準（静岡県教育委員会・平成25年３月。以下「県基準」という。）がどのように活用されているか。

ウ　徴収金に関する次の点などについて、統制する体制は有効に機能しているか。

（ア）事務処理の手順

（イ）帳簿の整備

（ウ）通帳などの管理

（エ）上記のほか、徴収金の取扱方法を定める手引やマニュアル、基準に示された事項

（２）総務局コンプライアンス推進課

ア　本市の準公金の取扱いに関するルールを適切に整備しているか。

イ　準公金の管理運用方法について、適切な調査・指導を実施しているか。

ウ　静岡市立高等学校の徴収金について、ア及びイの点をどのように把握しているか。

5　監査の主な実施内容

（１）本監査

監査委員による説明聴取及び質疑を実施した。

（２）予備監査

監査委員事務局職員による帳票簿冊等関係書類の監査及び説明聴取を実施した。

6　監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日　程
（１）本監査 静岡市立高等学校及びコンプライアンス推進課に対する聴取・質疑等	静岡庁舎本館３階 第一委員会室	令和３年１月25日（月）
（２）予備監査 静岡市立高等学校に対する書類・現地調査	静岡市立高等学校執務室、 監査委員事務局執務室など	令和２年11月９日（月）から 令和３年３月30日（火）まで

7　監査の結果

（１）監査基準第19条第２項又は第３項の規定に基づく記載

１から６のとおり監査した限り、対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

（２）監査基準第19条第４項の規定に基づく記載

本件の監査においては、指摘事項はなかったが、１件の指導事項があったので、適切な措置を講じられたい。

（３）意見が１件あった。

なお、監査の結果の詳細及び意見については後述する。

用語説明

①　指摘事項

法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するものである。

なお、経済性、効率性及び有効性の意味は以下のとおりであり、これらを「３Ｅ」と総称する。

・経済性（Economy）・・・より少ない費用で実施できないか。

・効率性（Efficiency）・・・同じ費用で、より大きな効果は得られないか。

・有効性（Effectiveness）・・目的を達成し、効果を上げているか。

②　指導事項

上記①以外で、軽微な誤りと認められる事項等である。

③　意見

監査の結果に必然的に伴う、業務に対する意見である。

【参考】

静岡市監査基準（令和２年静岡市監査委員告示第１号）　（抄）

（監査報告等の内容）

第 19 条　監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第１号から第８号まで　略

２　前項第７号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

（１）財務監査　前項第１号から第６号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

（２）行政監査　前項第１号から第６号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

第３号から第８号まで　略

３　第１項第７号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

４　監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第５項以降　略

行政監査

1　監査の結果の詳細

（１）監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。また、１件の指導事項について別途指導した。

（２）事実関係の把握

ア　予備監査の過程において、以下の事実を把握した。

（ア）静岡市立高等学校（以下「市高」という。）では、全ての徴収金について、市準公金取扱基準（以下「市基準」という。）の規定に基づき、又はこれに準じて管理を行っていた。

（イ）市高では、県基準の内容のうち「公費と団体会計との負担区分」の部分を参考にし、生徒個人が負担する教材費、模試受験料等の学年費、修学旅行費、生徒会誌の発行や文化祭等の生徒活動に係る経費のほか、ＰＴＡ会員に関する規則に定めのある経費を徴収していた。

（ウ）ＰＴＡ関係の徴収金については、予算・決算などはＰＴＡが決定するものの、経理処理は市高の事務職員が勤務時間内に行っていた。

（エ）全ての徴収金について、徴収金の種別に応じて通帳を設けた上で市基準の規定による帳簿類を作成するなど、おおむね適正に管理されていた。

イ　本監査では、予備監査の状況を踏まえ、市高及びコンプライアンス推進課に対して質疑応答を行った。その結果把握された事実は以下のとおりである。

（ア）徴収金の区分とその位置付けについて（市高）

市高の説明に基づき、徴収金を区分すると次表のとおりとなる。

区分	対象の徴収金	徴収金の位置付け
ＰＴＡ関係徴収金	ＰＴＡ会費、進路指導費、部活振興費、図書費、教育支援費積立金、修繕積立金、のみの市、定時制課程ＰＴＡ会費、定時制課程振興費	県基準の私費会計中の「団体会計」
預かり金的徴収金	学年費、修学旅行費、生徒会費、定時制課程給食費、生徒リーダー研修、鴻志会館	県基準の私費会計中の「学校徴収金」
その他	日本スポーツ振興センター、全国大会補助金用	保護者から徴収している金銭ではなく、便宜的に市高として取り扱っている金銭

なお、県基準における私費会計の徴収金の区分は次のとおりである。

① 団体会計

学校の運営又は教育活動に密接に関係する団体が､団体の目的の実現のため、会員の意思により使途が決定される経費

② 学校徴収金

生徒に直接関わる経費のうち、受益者負担が適当と考えられるもので、教育活動を円滑に行うために、あらかじめ生徒又は保護者から徴収する経費

（イ）徴収金と市基準の関係について（市高、コンプライアンス推進課）

ＰＴＡ関係徴収金は、市高の扱う徴収金のうち、ＰＴＡ関連のものに関していえば、市基準にいう「市以外の法人でない団体が保有する現金」に該当することから、市高がＰＴＡの活動を支援することについて公益上の必要性が認められ、かつ、ＰＴＡが自ら現金又は動産を管理することが著しく困難であると認められる場合には、これを市基準中にいう準公金に位置付けることができるものと解され、市高はその解釈に従って、これを市基準が適用される準公金と位置付けていた。一方、預かり金的徴収金は、団体が保有する現金ではないことから、市基準は適用されないものの、市高では、これを準公金に準じたものとして管理をしていた。

（ウ）ＰＴＡ関係徴収金を扱う場合の職務専念義務免除について（市高）

市高のＰＴＡに関する事務については、小中学校と比べ事務量が多く、内容も多岐にわたり学校運営との関連性が高いために公務と明確に区分できないとの理由から、これを勤務時間内に取り扱う事務職員について職務専念義務免除の手続をとっていなかった。

2 意見

今回の行政監査（テーマ監査）は､「テーマ選定の理由」で述べたとおり、平成 30 年度から連続するテーマとして、学校やこども園で保護者から徴収される金銭の在り方やリスク管理に焦点をあてたものとなっているが、今回の監査対象である市高の場合は、その種類や規模が格段に大きく、かつ、多方面にわたっている。また、歴史的な経緯や背景も加わり、制度的な整理が追い付いておらず、この点は全国的な課題とも目されているため、ともすれば現状肯定に陥りやすい状況にある。

市高における保護者からの徴収金の管理自体は、事務部門がひとつの所属として確立しているため適正に事務執行が行われており、公費との区分の点は県基準に従い、準公金管理の点は市基準に従い、又はこれに準じて実施されていた。しかしながら、これを本市の教育委員会組織全体からの観点で見ると小中学校における取扱いとの相違があり、また、本市全体の広義の準公金のリスク管理の観点からは統一的でない点が認められることから、次の意見を述べる。

①　ＰＴＡ関係徴収金について

市高では、ＰＴＡ関係徴収金を県基準にいう『私費会計』のうちの「団体会計」とし、ＰＴＡを学校の運営又は教育活動に密接に関係する団体と位置付けていることから、これを市基準でいう「市以外の法人でない団体が保有する」準公金として取り扱っている。しかし、市高におけるこの徴収金につき、公益上の必要性は一応説明できてもＰＴＡが管理することが著しく困難である理由を説明する必要がある上、市職員が勤務時間中に当該徴収金に係る事務を取り扱うための地方公務員法上の課題（職務専念義務との関係）は整理されていない。

さらに、小中学校においては、過去の行政監査においてＰＴＡ会費を私的会費として学校預かり金と区別しながら学校職員が取り扱っている実態について指摘されている状況にあることから、教育委員会として、小中学校及び高校を含めた学校とＰＴＡとの関係を改めて整理して､公益上の関与の度合い､ＰＴＡが管理することの困難性、地方公務員法や教育公務員特例法上の課題などについて適切に対処することが求められる。

②　預かり金的徴収金について

預かり金的徴収金についても、市高では県基準に基づき私費会計とし、教育活動を円滑に行うため受益者負担が適当と認められる「学校徴収金」と位置付けており、その事務処理を市職員が勤務時間中に取り扱っている。しかし、この預かり金的徴収金は市基準に示す準公金の範囲には含まれておらず、事実上市基準に準じているとしている実情にあり、類似する小中学校における学校預かり金に係る静岡市立小・中学校準公金取扱基準に該当するルールも存在していないため、取扱いの根拠が曖昧なままとなっている。

今後、預かり金的徴収金の管理を小中学校と同様の方向性を持って行ってゆくのであれば、その点を明確にして根拠付けを行う必要がある。

③　全市的な立場からの準公金管理の在り方について

以上述べたとおり、市高における保護者からの徴収金の管理に根拠の曖昧な点や法律上の課題が散見されていることから、全市的な準公金管理の在り方をどのような考え方に基づいて各部局の実情に配慮しながら進めてゆくのかを系統的に把握し、整理した上で積極的に指導助言を行うべき立場にあるコンプライアンス推進課は、①、②で述べた改善を要する点について教育委員会との連携を深めつつ取り組む必要がある。